

収支報告書

(フリガナ)

シユンノカイ

シユンの会

- 1 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地 長野県安曇野市豊科南穂高1228-2 齊藤ビル2F tel.0263-62-2355
- 3 代表者の氏名 花村 薫
- 4 会計責任者の氏名 忠地 繁治

事務担当者の氏名

中樞 卓幸

(電話) 0263-73-3219

(電話) _____

(電話) _____

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

公職の種類 衆議院議員

資金管理団体の届
出をした者の氏名 _____

政治団体の区分

- 政党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 務台 俊介

公職の種類 衆議院議員 (現職)

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで

区分	団体コード	年分	異動	届出年月日	国会議員 団体区分	解散年月日	告示用コード
		R		R		R	

4 11



収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額				7 0 2
(前年からの繰越額)				2 0 2
(本年の収入額)				5 0 0
支 出 総 額				5 0 0
翌年への繰越額				2 0 2

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額				0
員 数				0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				5 0 0	
(うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計(ア)+(イ)+(ウ)				5 0 0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合 計(ア+イ)				5 0 0	

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考		
		十億	百万	千	円					
この頁の小計										
その他の寄附					5	0	0			
合　　計					5	0	0			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目			金 額									備 考	
			十 億			百 万			千			円	
1	経 常	経 費										0	
(1)	人 件	費										0	
(2)	光 熱	水 費										0	
(3)	備 品	・ 消 耗 品 費										0	
(4)	事 務	所 費										0	
	小	計										0	
2	政 治	活 動 費											政治資金監査費
(1)	組 織	活 動 費							5	0		0	
(2)	選 挙	関 係 費										0	
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 費	そ の 他 の 事 業 費										0	
	(ア)	機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費										0	
	(イ)	宣 伝 事 業 費										0	
	(ウ)	政 治 資 金 パーティー開催事業費										0	
	(エ)	そ の 他 の 事 業 費										0	
(4)	調 査	研 究 費										0	
(5)	寄 附	・ 交 付 金										0	
(6)	そ の 他	の 経 費										0	
	小	計							5	0		0	
	合	計							5	0		0	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費			(政治資金監査費)	
支 出 の 目 的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団 体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備 考	
	十 億	百 万	千	円					
こ の 頁 の 小 計									
そ の 他 の 支 出						5	0	0	
合 計						5	0	0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 8 月 22 日

政治団体の名称 シュンの会

会計責任者の氏名 志地繁治



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名 )

(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和 5年 7月 28日

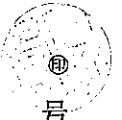
シュンの会
代表 花村 薫 殿

登録政治資金監査人

石田 賢一

登録番号 第 2726 号

研修修了年月日 平成21年 7月 3日



1 監査の概要

- (1) 私は政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、シュンの会の令和4年に係る法第12条1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等について支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、シュンの会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、に基づいて支出の状況が表示されていた。

3 業務制限

シュンの会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上